

審 査 基 準

令和 4 年 3 月 15 日 作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第 9 条 の 5 第 4 項
処 分 概 要 : 教習資格認定証の書換え又は再交付
原権者 (委任先) : 兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条 の 3 第 3 項 (猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)、第 9 条 の 5 第 4 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条 (届出及び申請の手続)、第 22 条 (講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)、第 56 条 (教習資格認定証の書換え又は再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 3 日 以 内 (書 換 え に あ っ て は 1 日 以 内)
申 請 先 : 申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係 (078-341-7441 内線3415)
備 考 :